



介護保険制度ってどうなってるの？
～地域包括ケアシステム推進に向けて～(14)
高額医療合算介護サービス費について



高額医療合算介護サービス費とは

介護保険と医療保険のどちらも利用する世帯が、両方を合わせた自己負担額が高額になり、年間（8月～翌年7月）の合計額が所得などに応じた自己負担限度額を超えたとき、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、自己負担限度額を超えた分を申請により支給します。

申請方法

基準日（7月31日）時点で加入している医療保険に申請します。

- 熊野町の国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人
医療保険者から対象になる可能性が高い人（世帯）に対して申請勧奨のお知らせを送付します。税務住民課で申請手続きを行ってください。
※8月～翌年7月末日までの間に、他市町村から転入された人や他の医療保険から国民健康保険、後期高齢者医療に移られた人は、勧奨通知が発送されない場合があります。
- 被用者保険または他市町村の国民健康保険などに加入している人
加入している医療保険によって申請方法が異なります。詳しくはご加入の医療保険の担当窓口にお問い合わせください。

自己負担限度額

自己負担限度額については、熊野町ホームページをご覧ください。



熊野町ホームページはこちら

☎高齢者支援課 820-5605、税務住民課 820-5604

広島圏都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
に関する都市計画の変更素案を作成しました

変更素案の閲覧と公聴会を次のとおり行います。

1. 変更素案の閲覧

☎1月4日(火)～1月18日(火)
(閉庁日を除く平日の8:30～17:15)
☒広島県都市計画課、熊野町都市整備課

2. 公述の申出方法

公述希望者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨およびその理由を記載した公述申出書を広島県知事（広島県土木建築局都市計画課宛）に提出してください。
▷申出期間・1月4日(火)～1月18日(火)
※当日消印有効

3. 公述人の選定

広島県知事は、2の公述申出書を提出した人のうちから公聴会において公述する人を選定し、選定結果を通知します。

4. 公聴会の開催

☎2月4日(金)14:30～17:00
☒JMSアステールプラザ 中ホール
(広島市中区加古町4番17号)
▷事案・広島圏都市計画区域区分(市街化区域および市街化調整区域)の変更

5. 公聴会の開催の中止など

公述申出書の提出期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。また、公述の希望が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮することがあります。

☎広島県都市計画課 513-4117
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)
都市整備課 820-5608

すこくまポイントの
奨励金支給申請受付を開始します

令和3年1月～12月の期間に貯めた「すこくまポイント」の奨励金支給申請の受付を開始します。奨励金支給申請をする人は、高齢者支援課で申請手続きを行ってください。

☎1月4日(火)～31日(月)

※期間外の申請はできません。

☎すこくまポイントカード、
印鑑、振込先が分かるもの
(通帳、キャッシュカード)

☎高齢者支援課
☎820-5605



献血のご協力
ありがとうございました

11月29日(月)に町民会館で実施した献血では、63人にご協力いただきました。ありがとうございました。

ここでは、5回以上、5回刻みの献血回数に到達した人を紹介しています。

回数	地区	氏名
10回	川角	宮本 里江
20回	萩原	宮城 都望子
40回	萩原	小倉 将隆
160回	初神	藤原 恵美

(熊野町公衆衛生推進協議会(生活環境課))

国民年金のお知らせ

○国民年金への加入はお済みですか

20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する必要があります。加入手続きを忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなったりする場合があります。「会社を退職した場合」や「被扶養配偶者の収入が増えた場合」は、国民年金への加入手続きを行ってください。

○国民年金保険料の納め忘れにご注意を

十分な所得や資産があるにもかかわらず、文書や電話など度重なる納付督促によっても納付されない人に対しては、強制徴収(差押え)を実施する場合があります。

納期限までに忘れずにお納めください。

☎税務住民課 820-5604 ☎855-0155
広島南年金事務所 ☎253-7710 ☎505-5122

障害福祉サービスガイドブックからのお知らせ①
～身体障害者自動車改造費給付をご存じですか?～

身体障害者自らが所有し運転する自動車の操作装置、駆動装置などの改造に必要な費用を、10万円を限度に助成しています。

熊野町ホームページも合わせてご覧ください。

☎1級～4級の上肢・下肢・体幹機能障害の
身体障害者手帳をお持ちの人

☎①運転免許証、②自動車検査証、③身体障害者手帳
④印鑑、⑤改造費の見積書

▷注意事項・必ず改造前に申請してください。



☎社会福祉課 820-5635

「高額療養費制度(外来年間合算)」の
ご案内

高額療養費制度とは、医療機関で支払った医療費の自己負担額(一部負担金)が高額となった場合に、申請により自己負担限度額を超えた部分を「高額療養費」として支給する制度です。

対象者には役場などから通知を送付します。

☎以下の①～③の全てに当てはまる人

- 70歳以上74歳までの国保加入者、または後期高齢者医療制度加入者
- 一般区分世帯または低所得区分世帯
- 1年間の外来診療に係る自己負担額の合計が14万4千円を超える

☎税務住民課 820-5604 ☎855-0155

お薬手帳をお持ちですか？

お薬手帳とは、処方された薬についての履歴がまとめられているものです。持ち歩く習慣をつければ、急な受診、災害などの非常時にあなたの命を守る手助けをしてくれます。

▷お薬手帳の利点

- 服用中の薬との飲み合わせや同じ作用の薬の重複投薬予防になり、副作用のリスクが減らせる。
- 病歴やアレルギーなどの情報を医師や薬剤師に正しく伝えることができる。
- 薬局窓口の支払いが安くなる場合がある。
(詳しくは、薬局などにご確認ください)

☎税務住民課 820-5604 ☎855-0155